

第5期雄武町総合計画後期基本計画 施策評価調書（兼政策評価基礎調書）

政策目標	2	ぬくもり・雄武	整理番号	39
基本施策	11	社会保障制度の充実	評価責任者	保健福祉課長 豊田 通敏
単位施策	3	介護保険運営の安定化		

1 施策の概要

基本方針	予防給付や地域支援事業の充実により介護給付費の増加を抑制し、介護保険を健全に運営します。	
現状と課題	【現状】（平成23年度末）	【現状】（平成26年度末）
	地域支援事業や保健事業を通じて、要介護状態への予防を行い、介護給付費の抑制を図っていると同時に、被保険者が等しく制度を利用できるよう適宜、周知をおこない健全運営に努めている。	高齢者が要介護状態とならないよう、地域支援事業や各種保健事業、介護予防支援事業を実施している。また直営の包括支援センターにおいても適切なマネジメントにより重度認定者の抑制に向け取り組んでいる。
	【課題】（平成23年度末）	【課題】（平成26年度末）
	これまでの介護予防事業の実施により、給付費の大幅な増加の抑制効果が認められることから、事業の継続性が重要であるが、事業メニューの自己評価等により更なる効果を求めることが必要である。	介護予防事業は地域支援事業として新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなり、平成29年4月までにすべての市町村で実施することとされ、民間団体や住民等多様な担い手による多様なサービスができるよう、市町村裁量も拡大されたことから、多様なニーズに 대응することができるとともに、有効な事業の実施について検討を進める必要がある。

2 基本施策指標

指標1	指標名	介護保険給付費総額					
	定義等	介護保険給付費					
	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値（H29）
	目標値						450,000千円
	実績値		328,491千円	381,095千円	381,125千円	394,814千円	
指標2	指標名						
	定義等						
	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値（H29）
	目標値						
	実績値						
指標3	指標名						
	定義等						
	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値（H29）
	目標値						
	実績値						
指標4	指標名						
	定義等						
	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値（H29）
	目標値						
	実績値						
指標5	指標名						
	定義等						
	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値（H29）
	目標値						
	実績値						
指標6	指標名						
	定義等						
	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値（H29）
	目標値						
	実績値						
指標7	指標名						
	定義等						
	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値（H29）
	目標値						
	実績値						

3 単位施策を構成する事務事業の評価結果等

【貢献度の区分 A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い E：なし】

No.	事務事業名	担当係名	26年度 決算額 (千円)	総合評価	今後の 展開方向	単位施策 への貢献 度
①	【再掲】地域支援事業（保健係分）	保健係	731	A	継続／現状維持	A
②	【再掲】地域支援事業（福祉分）	社会福祉係	1,670	A	継続／現状維持	A
③	【再掲】介護予防支援運営事業	介護予防・在宅支援係	215	A	継続／現状維持	A
④	【再掲】特定高齢者把握事業	介護予防・在宅支援係	1,060	B	継続／現状維持	A
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						

4 施策の個別評価【A：評価が高い B：やや高い C：やや低い D：低い】

評価の視点	評価結果	理由、説明等
① 妥当性	A	介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、介護の基盤づくりに大きな役割を果たしており、妥当である。
② 有効性	A	介護に関する被保険者や家族の医療費負担の軽減が図られており、各種健診を展開して要介護状態への予防を行い、介護給付費の抑制に努め、介護保険運営の安定化が図られており有効である。
③ 効率性	A	要介護状態への予防や介護給付費抑制に向け、地域包括支援センター等と連携の上、効率的な事業展開により経費節減を図られている。
④ 公平性	A	介護保険制度は、40歳以上の全住民が加入し、保険料を負担していることから公費を含め、社会全体で支え合う仕組みとなっており、また、被保険者誰もが利用できる制度であるとともに、予防に対する介護給付費抑制は、保険料に直接反映されるものであり、公平性が保たれている。
⑤ 町民意見の反映	A	介護保険制度においては、被保険者等からなる運営協議会が設置されており、協議会が住民意見の反映の場となっている。

A：政策目標の達成に効果的であり、現在の施策を継続することが必要 等

B：政策目標の達成に効果的であるが、具体的な課題の解決に向けて一部取組を改善するなど、施策を充実することが必要 等

C：政策目標がほぼ達成されていることから、施策が一定の役割を終えつつあり、終期を見据えて縮減することが必要 等

D：(1)政策目標の達成に効果的であるが、事業構成が十分ではなく、新たな事業構築など取組を全体的に見直すことが必要 等

(2)政策目標の達成に向けた効果が認められないことから、施策の廃止も含めて抜本的に見直すことが必要 等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A	A	
高齢者一人ひとりの状態に応じた保健、福祉、在宅支援、保険給付の各系の横断的な介護予防事業の取り組みにより、給付費の増加が抑制できており、施策達成さらには政策目標達成に効果的である。	同 左	

今後の方向性

継続／現状維持	継続／現状維持	
引き続き保健、福祉、在宅支援、保険給付の各系の横断的な介護予防事業を進めていくが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向け、地域ニーズを踏まえながら民間団体や住民等多様な担い手による多様なサービスの実施も視野に入れ、検討を進めていく。	同 左	

*今後の方向性の区分

○継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 ○終了 ○休止 ○廃止